

「核兵器のない世界」に向けた日本の軍縮・不拡散政策

— プラハ演説から 10 年間の取組 —

寺林 裕介

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに——プラハ演説から 10 年目の核保有数
2. NPT体制強化の取組
3. 核セキュリティ
4. 核軍縮の行方——START、INF
5. 核兵器の非人道性と国際社会の分断
6. 地域の核不拡散問題への対応（北朝鮮、イラン）
7. 原子力の平和的利用
8. おわりに——遠ざかる「核兵器のない世界」

1. はじめに¹——プラハ演説から 10 年目の核保有数

2009 年 4 月 5 日、同年 1 月に就任したオバマ米大統領はプラハで演説し、「核兵器のない世界」に向けて現実的かつ具体的な措置をとることを宣言した。この演説は 2007 年 1 月に四賢人と呼ばれるシュルツ元米国務長官など米国の元高官による「核兵器のない世界」と題する米紙への投稿²などを下敷きとしており、これらを契機として国際的に核軍縮・不拡散の機運が高まった。2009 年 9 月にはオバマ大統領を議長として核軍縮・不拡散をテーマとする国連安保理首脳会合が開催され、「核兵器のない世界」の状況を生み出すことを決定した決議 1887 が採択された。このような「核兵器のない世界」を目指すとする理念と取組が評価され、オバマ大統領に同年のノーベル平和賞が授与された。

国際社会は「核兵器のない世界」に向けて前進しようとしていたが、プラハ演説から 10 年を経てその目標はいかなる成果をもたらしたのだろうか。下に掲げた表は世界の核兵器の数がプラハ演説の 2009 年から 10 年を経てどのように変化したのかを端的に示している。

¹ 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は 2019 年 9 月 11 日。また、肩書きは当時のものである。

² George P. Shultz, William J. Perry, Henry A. Kissinger and Sam Nunn, “A World Free of Nuclear Weapons,” *Wall Street Journal*, January 4, 2007.

表 核兵器保有総数（2009年、2019年）

	2009年1月	2019年1月		2009年1月	2019年1月
米国	9,400	6,185	インド	60-70	130-140
ロシア	13,000	6,500	パキスタン	60	150-160
イギリス	160	200	イスラエル	80	80-90
フランス	300	300	北朝鮮	—	(20-30)
中国	186	290			
			総計	23,256	13,865

（出所）ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）の推定値等を基に筆者作成。米露両国の保有数には未配備、備蓄、解体待ち等を含む。イギリスの2010年1月の数値は225（SIPRI2010）。

この表から米露両国の核保有総数の減少に伴って全体数は大幅に減少したものの、中国や核兵器不拡散条約（NPT）体制の枠外にあるインド、パキスタンの核兵器の数は増加し、さらに北朝鮮のように新たに核兵器を保有する国が出てきたという現実があることもわかる。米科学雑誌が発表する世界の終末時計は、2010年には「核兵器のない世界」を公に求める初めての米国大統領が誕生したこともあり、その時計は「6分前」を指していたが、現在（2019年1月）は既に「2分前」となっており、新異常事態（new abnormal）にあると評価されている³。単純に核兵器の数のみが問題ではなく、例えば、米国とロシアの核弾頭保有数は新START（後述）に従って減少したものの、10年前に比べてその削減ペースが遅くなっており、同時に、米露両国によって核兵器やその運搬技術、生産施設の更新・近代化に向けて大規模で高額なプログラムが進められている⁴。また、プラハ演説では、テロリストが核兵器を入手することを最大の脅威と認識して核攻撃の危険性に言及していたが、NPT上の五核兵器国以外の国の核兵器がどのように管理されているかは不明であり、プラハ演説が射程にしてきた核テロの脅威への対抗としての核兵器そのものの削減という目標は達成できていない。

「核兵器のない世界」に向けた国際的な取組の中で、この10年間、日本は核兵器の軍縮・不拡散の分野でいかなる政策を立案してきたのか。日本は1945年に広島・長崎での惨劇を経験し、唯一の戦争被爆国として非核三原則を堅持しつつ核廃絶を希求している。同時に安全保障上、米国から提供される核の要素を含む拡大抑止、いわゆる「核の傘」に深く依存している⁵。さらには、原子力の平和的利用を享受し、核兵器国以外で核燃料サイクルを推進している唯一の国でもある。そのような立場を踏まえて日本は、比較的近い立場にある各国との連携や日本の持つ技術と経験の共有などを通じ、「核兵器のない世界」に向けた国際社会の取組に貢献しようとしてきた。しかし、その多くは道義的な責任と米国の「核の傘」の下にあるという安全保障上の要請との間にある困難な立場から、両立可能な

³ Bulletin of the Atomic Scientists <<https://thebulletin.org/doomsday-clock/current-time/>>

⁴ SIPRI Yearbook 2019 (Online) <<https://www.sipri.org/yearbook/2019/06>>

⁵ 『平成31年度以降に係る防衛計画の大綱』（平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定）においては、「核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、我が国は、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していく」ことが確認された。

ことを模索しているのが現状であるとも言えよう。

NPTが発効して50年の節目となる来年(2020年)のNPT運用検討会議に向け、以下ではプラハ演説から今日まで10年間の日本の核兵器をめぐる軍縮・不拡散政策について、国際社会に向けた政府の提言や国会答弁から見える日本の立場表明を中心に振り返る。

2. NPT体制強化の取組

(1) プラハ演説への反応⁶

オバマ大統領のプラハ演説を受けて日本政府は、2009年4月、核軍縮を先頭に立って推進する意欲を「ゼロへの条件」と題した中曽根弘文外務大臣の政策演説によって11の指標として示した。演説では米露軍縮交渉への期待とともに、両国の核兵器削減に伴って相対的に目立ってくる中国の核兵器の不透明性を指摘している。また、2010年1月の第174回国会における外交演説で岡田克也外務大臣は、「核兵器のない世界」を実現するための第一歩となる具体的な手段として、消極的安全保証(非核兵器国に対する核兵器の使用を禁止すること)と、唯一の目的宣言(核兵器保有の目的を核兵器使用の抑止に限定すること)の考え方に注目しているとの見解を表明した⁷。

上記のとおり、プラハ演説がもたらした核軍縮・不拡散の機運の高まりは、日本政府の政策立案に伴う議論を活性化させたが、2010年7月には、国際社会においてリーダーシップを発揮するため、政府は外部の有識者から構成される「核軍縮・不拡散に関する有識者懇談会」を設置して専門的見地からの提言を求めた。加えて政府は、市民社会との連携強化から核軍縮・不拡散を進めるべく、唯一の戦争被爆国として広島・長崎の被爆の実相を世代と国境を越えて語り継ぐことを目的に、2010年9月、「非核特使」の制度を創設し、被爆者の実体験に基づく証言を世界各地に発信する具体的な取組を現在まで継続している。2013年6月には「ユース非核特使」として若い世代を対象とする制度を創設し、被爆者の高齢化に伴う次世代への継承に努めており、政府と市民社会が協力しつつ軍縮・不拡散教育の充実を進めることが期待されている⁸。

(2) NPT運用検討会議をめぐる日本外交

5年に1度、約190か国の代表が国連に集うNPT運用検討会議にあつて、プラハ演説は2010年の運用検討会議を前に米国が真剣に核軍縮に取り組む意思を明らかにしたものであり、これを出発点として前向きの議論が重ねられ、会議では参加国のコンセンサスからなる最終文書の採択に成功した。これより前に日本政府は、2008年7月の日豪首脳会談において両国共同で立ち上げた「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND)」(共同議長:川口順子元外務大臣、ギャレス・エバンス元豪外相)においてトラック2の取組を試みていた。この取組は、政府を離れた立場でありながら日本のイニシアティブによっ

⁶ プラハ演説を契機としたその約1年間の国会論議の詳細については、堀田光明「プラハ演説以降の国会における核論議」『立法と調査』No. 309 (2010.10) 4～13頁を参照。

⁷ 第174回国会参議院本会議録第4号8頁(平22.1.29)

⁸ 土岐雅子「市民社会とNPT」秋山信将編『NPT一核のグローバル・ガバナンス』(岩波書店、2015年) 220～221頁

て望ましい方向性を示す契機となり、日本はICNNDの報告書を踏まえて2010年の会議に核軍縮・不拡散に関する日豪共同提案や軍縮不拡散教育等の作業文書を提出した。

2010年のNPT運用検討会議の後、日本の核軍縮・不拡散外交で最も注目された動きは、「軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)⁹」を発足させたことであり、日本はこの議論の枠組みを通じて2015年の会議の準備を進めた。従来からNPT加盟国間では、五核兵器国とそれ以外の非核兵器国という法的な区分のほか、西側グループや非同盟諸国(NAM)などのグループが形成され、それぞれが多様なアプローチを展開している¹⁰。それら既存のグループのメンバー国が参加しているNPDIの横断的な性格からは、各グループから交渉に必要な情報を得たり、逆にNPDIの考え方について各グループに理解を促して協力の可能性を探ったりするなどの役割が期待された。それまでの日本は、唯一の戦争被爆国としての立ち位置を最大限に生かしてNPTの会議には単独で行動してきたが、2015年の会議ではNPDIというグループの一員としても行動した。NPDIは2014年4月に広島宣言を採択し、また、18本の作業文書をNPT運用検討プロセスに提出し、さらに2015年の会議の前にはNPDIとしての合意文書案を提出するなどの貢献を行った。

しかし、日本の新しいグループ・ポリティクスの取組にもかかわらず、2015年のNPT運用検討会議は最終文書を採択できずに閉幕した。2015年の会議には岸田文雄外務大臣自ら出席し、一般討論演説の中で「核兵器のない世界」に向けた取組を前進させる決意を表明し、①核戦力の透明性の確保、②核兵器削減交渉の多国間化、③核兵器の非人道的影響の認識と国際社会の結束、④世界の政治指導者及び若者の広島・長崎訪問、⑤地域の核拡散問題の解決について提案を行った。このうち、④の広島・長崎訪問については¹¹、2016年5月、G7伊勢志摩サミット出席のために来日したオバマ大統領が、現職米大統領として初めて広島を訪問することにつながった。オバマ大統領は平和記念公園の演説において「核兵器のない世界」を追求する重要性を訴えた。

3. 核セキュリティ

プラハ演説ではテロリストが核兵器を入手することを世界の安全保障に対する最大の脅威と認識し、これに対抗するために核兵器自体の数の削減と核セキュリティの重要性が指摘された。オバマ大統領は公約どおり、2010年4月に米国ワシントンで核セキュリティ・サミットを開催した。本来、技術的・専門的分野である核セキュリティを議題とし、多数の首脳が参集しての国際会議は異例であり、かつ画期的な出来事であった¹²。日本は、①

⁹ NPDIは、2010年9月、日豪共催で有志国による外相会合として発足した。参加国は、日本、豪州、ドイツ、オランダ、ポーランド、カナダ、メキシコ、チリ、トルコ、UAE、ナイジェリア、フィリピンの計12か国。

¹⁰ NPT運用検討会議におけるグループ・ポリティクスについては、西田充「再検討プロセスにおけるグループ・ポリティクス」前掲注8秋山39～72頁を参照。

¹¹ 広島・長崎訪問への招待については、中国が、世界の人々が第二次世界大戦の悲劇について包括的に正しい評価をすることに資しないと主張したため、最終文書案から一度、削除された(第189回国会衆議院外務委員会会議録第12号10頁(平27.5.22))。その後、日中間で交渉が続けられ、最終的には、被爆した人々及び地域とやりとりし、指導者や若い世代などの意識を向上させる旨の表現が最終文書案に入った。

¹² 宇佐美正行「核セキュリティをめぐる国際的取組の進展」『立法と調査』No.309(2010.10)97頁

「核不拡散・核セキュリティ総合支援センター（I S C N）¹³」の新設、②核鑑識技術の研究開発、③国際原子力機関（I A E A）への財政的・人的貢献、④「世界核セキュリティ協会（W I N S）」国際会議の日本開催、について協力を表明した。同サミットの第2回はソウル（2012年）、第3回はハーグ（2014年）と隔年で開催され、最後の第4回は再びワシントン（2016年）で開催された。第3回のハーグにおけるサミットに先だち、世界的な核物質最小化への貢献に関する日米首脳による共同声明が発表され、日本は東海村の研究施設にある兵器級の高濃縮ウランとプルトニウムを全量撤去して処分することを表明した。

上記のサミットにおいては、核テロリズムの脅威に対する認識の高まりを受け、2005年7月に作成されていた改正核物質防護条約の発効を目指して各国が取り組むことが求められた。日本は、現行条約に基づく防護措置の対象や犯罪とすべき行為を拡大した改正条約についてその重要性を十分認識してきたが、改正で追加された条約上の義務をいずれの国内法によって実施すべきかについて関係省庁間で意見の一致が見られなかったことから国会提出が遅れていた¹⁴。2014年2月に日本政府は本改正条約を放射線発散処罰法改正案とともに国会に提出し、同年6月に承認された。

なお、2011年3月の東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故は、ひとたび原発事故が起これば、核兵器や放射性物質の盗取と同様に大きな破壊活動につながる危機感を思い起こさせた。核セキュリティ・サミットにおいて日本は、福島原発事故から得た知見や教訓をテロ攻撃などへの備えにも生かす必要がある等の提案を行った。内部者による意図的な破壊活動（サボタージュ）にいかに対処するかが今後の大きな課題と認識されている¹⁵。

サミット後の核セキュリティ強化の取組については、I A E Aが中心となり進められている。近年では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、2018年2月、日本はI A E Aとの間で核セキュリティ措置の実施支援分野における実施取決めに署名した。この取決めににより、I A E A専門家の参加支援、情報交換、機材の貸出し等を含む協力の枠組みが設定された。また、日本は国際的な核セキュリティの強化のため、I A E Aと上記I S C Nとの協力の下で人材育成プロジェクトを通じた貢献を続けている¹⁶。

4. 核軍縮の行方——S T A R T、I N F

冷戦期から米ソ両国間における戦略核戦力を削減する戦略兵器削減条約（S T A R T）交渉が進められてきた。1994年に発効したS T A R T Iは2009年12月に失効することとなっていたため、オバマ大統領はプラハ演説の中でロシアと新たな核軍縮（新S T A R T）の交渉を開始することを確認した。2010年4月に署名に至った新S T A R Tでは、条約発効から7年以内に戦略核弾頭配備数の上限を1,550、大陸間弾道ミサイル（I C B M）、潜

¹³ 日本原子力研究開発機構（J A E A）内にアジア初の核セキュリティの人材育成の拠点として設置され、2017年までに3,400名以上の研修が実施された。

¹⁴ 改正核物質防護条約の国会提出の経緯については、寺林裕介「核物質防護条約改正の経緯と主な内容」『立法と調査』No. 351（2014.4）を参照。

¹⁵ 鈴木達治郎『核兵器と原発』（講談社現代新書、2017年）139頁

¹⁶ I A E A第62回総会（2018年9月）における松山政司内閣府特命担当大臣一般討論演説

水艦発射弾道ミサイル（SLBM）、戦略爆撃機の数の上限を800とすることなどが定められた。さらにオバマ大統領は、2013年6月、ベルリンのブランデンブルク門前で演説し、新STARTの戦略核弾頭配備数から更に最大3分の1減らす目標を表明した。他方、ロシアは2010年2月に新軍事ドクトリンを決定し、核兵器の使用について消極的安全保証を取り下げ、国家の存続そのものが脅かされる場合には核兵器使用の権利を留保すると明示した。2014年3月のロシアによるクリミア併合は1994年のブダペスト合意¹⁷に違反すると非難されたが、プーチン露大統領はこのクリミア併合に際し、核戦力も即応体制に入らせる用意があったと述べた。

米露両国間の関係悪化や中国をはじめとした核戦力バランスの変化が新たな軍縮交渉を困難にしており、また、兵器の近代化、技術革新等に伴う安全保障環境の変化から各国が自らの利益を優先する傾向にある。米国トランプ政権は2018年2月に核態勢見直し（NPR）を公表し、その中で爆発力を抑えた核兵器や核搭載海上発射型巡航ミサイル（SLCM）の開発、通常兵器による攻撃に対して核の使用を排除しない方針などを定めた¹⁸。さらに同年10月、トランプ米大統領はロシア側の条約違反（新型巡航ミサイルSSC8の開発・実験等）や中国の中距離ミサイルの増強などを理由に中距離核戦力（INF）全廃条約から脱退する意向を表明し、2019年8月、INF全廃条約は失効することとなった。日本政府は当初、米国が主張するロシアの条約違反を契機としてINF全廃条約が終了せざるを得ないような状況は望ましくないと表明していたが¹⁹、その後、米国が同条約の義務を停止する旨発表するに至った問題意識は理解していると付け加えた²⁰。さらに、中国を含む関係国を巻き込んだ軍備管理・軍縮の取組が重要との考えも示しており²¹、INFに代わる新たな枠組みへの中国の取り込みの必要性や可能性が議論されている²²。このような米露両国間の対立は、新STARTの期限（2021年2月）を前にした今後の軍縮交渉の行方を不透明なものとしている。

5. 核兵器の非人道性と国際社会の分断

（1）核兵器禁止条約の採択

2010年のNPT運用検討会議の最終文書（行動計画）の中では、核兵器の使用における国際人道法等の遵守の必要性が再確認され、また、核兵器禁止条約の交渉について言及された。新しい潮流として核兵器の非人道的側面が注目され、核兵器禁止条約に関する議論が動き始めた。NPT上の核軍縮交渉義務に対する核兵器国の姿勢に不満を持つ国々（人道グループ）は、核兵器の人道上の結末に関する共同声明を発表しつつ着々と賛同国を増やした。日本はこうした共同声明が「核兵器を非合法化する」とし、また、「いかなる状況

¹⁷ ソ連崩壊により国内に核弾頭を保有することになったウクライナは、1994年12月、NPTに加入し、核兵器の放棄と引き換えに米英露3か国がウクライナの独立と領土保全を約束するブダペスト覚書に署名した。

¹⁸ 河野太郎外務大臣は談話を発表し、NPRについて、米国による抑止力の実効性の確保と同盟国に対する拡大抑止へのコミットメントを明確にしていること等の方針を高く評価するとした。

¹⁹ 第197回国会衆議院本会議録第2号6頁（平30.10.29）

²⁰ 第198回国会衆議院予算委員会議録第6号35～36頁（平31.2.13）

²¹ 同上

²² 戸崎洋史「INF条約後の核軍備管理—中国をいかに取り込むか」『国問研戦略コメント』No.9（2019.3）

においても、核兵器が二度と使用されない」と言及している点で日本の安全保障政策と相容れないと主張していた。しかし、2013年10月の国連総会第一委員会における共同声明の発表の際には、「核兵器の非合法化」の文言が削除されるとともに、「核軍縮に向けた全てのアプローチ及び努力を支えなければならない」等の文言が入り、日本の政策と整合性が確保できると判断して賛同に回った²³。2014年1月の岸田文雄外務大臣による核軍縮・不拡散政策スピーチ（長崎大学）では、核兵器の非人道性について、それを考慮することは国際社会を結束させる触媒であるべきとするなどの考え方が示された。この国際社会を結束させる触媒とは、核兵器国と非核兵器国の協力が不可欠との認識の下、立場やアプローチの違いを超えて結束するために核兵器の非人道性の認識は重要との意味を含んでいる²⁴。

同年10月の国連総会第一委員会には、核兵器禁止条約の交渉会議の開始を提案する決議案が提出されて賛成多数で採択されたが、これに日本は反対した。政府は、核兵器国と非核兵器国の協力を重視する立場から、核兵器の非人道性に対する正確な認識と厳しい安全保障環境に対する冷静な認識に基づいて判断したと説明した²⁵。核兵器禁止条約の第1回交渉会議（2017年3月）において日本は、会議初日に軍縮大使が演説したが会議自体には参加しなかった。第2回交渉会議（同年6月～7月）には日本は当初から参加せず、7月7日、核兵器禁止条約は賛成122、反対1、棄権1で採択された²⁶。賛成国には核保有国やその同盟国は含まれておらず、この条約による国際社会の憂慮すべき分断が懸念されている²⁷。条約は、前文に被爆者（ヒバクシャ）と言及され、核兵器その他の核爆発装置の開発、実験、生産、製造、その他の方法によって取得、保有又は貯蔵することを禁止し、さらに、その使用又は使用すると威嚇を禁止した。2010年以来の条約作成に係る動きはNGOの活動に支えられたものであり²⁸、核兵器を禁止する法的枠組みの必要性を訴えた「核兵器廃絶キャンペーン（ICAN）」には2017年12月、ノーベル平和賞が授与された。

条約作成交渉をめぐる一連の動きは、北朝鮮が核実験を実施し、弾道ミサイルを立て続けに発射している中で進んでいた。このような状況下で政府は、条約が安全保障の現実を踏まえることなく作成されたと評価し、日本を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、日本に対する核の脅威がある中で抑止力を維持するとして署名を拒否している²⁹。現状では、核兵器国と非核兵器国の考えの溝は深まっており、そこに歩み寄りを促して着実に「核兵器のない世界」を目指そうとする日本外交の手法は厚い壁に直面している。

²³ 第185回国会衆議院外務委員会議録第3号2～3頁（平25.11.6）

²⁴ 第189回国会参議院外交防衛委員会議録第4号9頁（平27.3.26）

²⁵ 第192回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第9号31頁（平28.10.28）岸田文雄外務大臣答弁

²⁶ 核兵器禁止条約については、黒澤満「核兵器禁止条約の意義と課題」『大阪女学院大学紀要』第14号（2017）15～32頁を参照。

²⁷ 浅田正彦「『冬の時代』に入った軍備管理・軍縮と日本の役割」『国際問題』No.672（2018.6）2頁

²⁸ 川崎哲『新版 核兵器を禁止する』（岩波ブックレット978、2018年）26～36頁

²⁹ 第196回国会衆議院予算委員会議録第3号12頁（平30.1.30）、第198回国会参議院本会議録第2号7頁（平31.1.29）

(2) 日本提出の核兵器廃絶決議

日本が継続してきた取組の一つに、1994年以降、毎年、国連総会に提出している核兵器廃絶決議がある。これは当時の国連総会が、国際司法裁判所（ICJ）に核兵器の使用又は威嚇の合法性に関する勧告的意見を要請する決議を採択したとき、日本はこの決議を棄権する一方で、日本の立場を示す究極的核廃絶決議として国連に初めて提出したものである。決議はNPT運用検討会議の結果を踏まえて改訂を重ねており、2010年12月採択以降の決議は「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」、2015年12月採択以降の決議は「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」とのタイトルで、日本の現実的かつ実践的なアプローチを国際社会に提示した。日本の立ち位置を反映し、決議は非核兵器国に留まらず核兵器国からも支持され、米国とイギリスが共同提案国に加わったことや、フランスとロシアが賛成票を投じたこともあった。日本がイニシアティブを発揮して進めているこの核兵器廃絶決議については、このように核兵器国を巻き込みつつ、加えて、非核兵器国の中で立場の異なる各国が結束して核廃絶に取り組むための共通の基盤を提供しようとしている。

ただし、多数の国の理解が得られるように決議の文言には、毎年、一定の変更を加えており、例えば直近の2018年12月採択の決議³⁰においては、核軍縮交渉義務を規定するNPT第6条に言及しつつ、核兵器の全面的廃絶に向けたNPTの完全実施が重要であることなどが盛り込まれた。特に近年、核兵器の非人道性をめぐり各国の考えの溝が深まったことから、各国の決議に対する姿勢はこうした文言の変更に伴って変化し、賛否の増減がある。核軍縮の進め方をめぐる国際社会の立場の違いがここにも顕在化している。

6. 地域の核不拡散問題への対応

(1) 北朝鮮

オバマ大統領がプラハ演説を行ったその日に北朝鮮は弾道ミサイルを発射した。その翌月（5月25日）には2回目となる核実験を実施するなどオバマ政権発足当初、北朝鮮は本格的な瀬戸際外交を展開していた。これに対して米国は戦略的忍耐政策を採用し、国連安保理の制裁決議を履行しつつ対話の可能性も排除しない姿勢を貫いた。2012年12月に金正日総書記が死去し、その後継の三男・金正恩委員長の下には、経済建設と核武力建設を並進させていく方針である「並進路線」が決定された³¹。北朝鮮は現在まで計6回の核実験を実施し、その運搬手段である弾道ミサイルの発射実験を継続しているが、国際社会は国連安保理決議に基づく制裁措置を実施してこれに対応している³²。2017年1月にトランプ政権が発足した当初も北朝鮮は挑発行動を繰り返したが、同年4月、米国がシリアを攻撃し、実際に軍事オプションが示されると朝鮮半島をめぐる国際情勢は緊迫化した。同年8月に北朝鮮がグアム島周辺へのミサイル発射計画を明らかにしたときには、ト

³⁰ 賛成 162（イギリス等）、反対 4（中国、北朝鮮、ロシア、シリア）、棄権 23（米国、フランス等）

³¹ 2013年3月の朝鮮労働党中央委員会全会議総会における報告（『金正恩著作集』（白峰社、2014年）214～225頁）

³² 北朝鮮の核・ミサイル実験に対する国連安保理決議の内容等については、『立法と調査』No. 404（2018.9）32～33頁の図表1を参照。

ランプ大統領は世界が「炎と怒り」に直面すると発言した。

2018年6月の歴史上初の米朝首脳会談では、具体的な核合意には至らなかったものの緊張緩和につながった。非核化の議論に際しては、米国は北朝鮮に対してCVID（完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄）を求めている。同年4月の日米首脳会談では、北朝鮮の非核化についての日米両国の認識が確認され、廃棄を求める対象は核兵器のみならず生物化学兵器を含む全ての大量破壊兵器、また、米国に届くICBMのみならず、日本を射程に収める中距離や短距離の弾道ミサイルを含めたあらゆる弾道ミサイルであり、さらに、廃棄に当たっては部分的ではなく完全に廃棄するとした³³。北朝鮮の非核化については米朝交渉プロセスの行方に左右されることから、日本としては米国と緊密に連携することが重要であるが、北朝鮮のICBM開発が同盟国間の離間（デカップリング）の問題を引き起こす可能性が指摘されている³⁴。

日本政府は北朝鮮の核開発について、核実験を既に成功させており、核を爆発させる能力はあるという意味で核保有国として認識している³⁵。さらに、弾道ミサイルに搭載するための核兵器の小型化・弾頭化を既に実現していると評価した³⁶。非核化に向けて核兵器の廃棄や核関連施設の解体とその検証、また、技術者の処遇など考慮すべき多くの課題がある。

（2）イラン

イランの核問題は、2002年に無申告のウラン濃縮関連活動が発覚したことに端を発し、EU3+3（英仏独+米露中）とイランとの間で協議が続けられたが、イランによる核開発活動の拡大に対して国際社会の懸念が高まり、2010年6月に安保理決議1929が採択されるなど制裁措置が強化された。2013年6月のイラン大統領選で保守穏健派のローハニ師が勝利し、これを機とする米国オバマ政権との接近は、2015年7月のEU3+3とイランによる包括的共同作業計画（JCPOA）の合意を実現させた。JCPOAにより、イランは遠心分離機を10年間にわたり約1万9,000基から6,104基に削減するほか、ウラン濃縮度は15年間にわたり平和利用に限られる3.67%までに抑えることが義務づけられた。また、IAEAは全ての核関連施設への定期的な査察が可能となった。期間が限定されているなど、JCPOAは完全ではないものの、今後の交渉のための基盤を提供する強力な合意であるとも評価され³⁷、日本は国際的な不拡散体制の維持強化、あるいは中東の安定に資するという観点からJCPOAを支持している³⁸。

JCPOAについては、オバマ大統領がイランによる核兵器保有は欧米や中東諸国に大きな戦略的課題を生み出すとして合意の意義を強調していた³⁹。しかし、次期トランプ大統

³³ 第196回国会衆議院予算委員会議録第22号6頁（平30.4.26）。なお、ポンペオ米務長官はCVIDについて47項目の内容があることを日本側に示したが、日本政府はその詳細について説明を受けていない（第196回国会参議院外交防衛委員会議録第20号2頁（平30.6.19））。

³⁴ 神保謙「北朝鮮がめざす三層の「抑止」戦略」『Voice』（2017.7）104～105頁

³⁵ 第196回国会衆議院予算委員会議録第11号28頁（平30.2.14）

³⁶ 『平成31年度以降に係る防衛計画の大綱』（平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定）

³⁷ Daryl G. Kimball, “Trump’s Failing Iran Policy,” *Arms Control Today*, Vol. 49 No. 5, June 2019.

³⁸ 第196回国会参議院外交防衛委員会議録第15号8頁（平30.5.17）

³⁹ “BBC interview with President Barack Obama,” *BBC news*, July 24, 2015.

領はイランに対して厳しい姿勢を示し、2018年5月、核合意には欠陥があるとして合意から一方的な離脱を表明した。これを受け、イラン側もJCPOAの義務の履行を段階的に停止している。安倍総理は2019年6月にイランを訪問し、日本の総理として初めてイランの最高指導者ハメネイ師と会談した。

7. 原子力の平和的利用

原子力発電に利用される核物質や機材、技術等は軍事転用が可能であり、日本は以前から原子力の平和的利用に際して3S、すなわちIAEA保障措置⁴⁰、原子力安全、核セキュリティ（本稿3.を参照）の確保を重視してきた。このうち原子力安全については、2011年3月の福島原発事故では安全神話が問い直され、同年9月、IAEAにおいて行動計画が策定された。日本は2012年12月、IAEAとの共催で「原子力安全に関する福島閣僚会議」を開催し、原子力安全の強化の重要性を再確認した。また、国内で原子力損害賠償に関する国際枠組みへの対応の是非が議論され、2015年1月、拠出金制度による補完的補償や裁判管轄権の集中等を定める原子力損害補完的補償条約（CSC）を締結した。

原子力の海外展開についても、福島原発事故を契機に、国内の原子力政策の方向性と併せてその是非が議論された。2011年12月、ヨルダン、ロシア、韓国及びベトナムとの4件の原子力協定の締結に関して国会承認を求めた際、日本政府は、相手国が日本の原子力技術に対して信頼し、期待を寄せているときに協力を行う責任があると説明した上で、①核不拡散の観点、②二国間の信頼関係、③日本への信頼と期待、④相手国の原子力政策、の4要件を協定締結方針として提示し、新たな国との間の協定に関しては、福島原発事故の調査結果を踏まえて総合的に検討することとした⁴¹。その後、日本はトルコとUAEとそれぞれ二国間原子力協定を締結したが、日本が原発導入国との間で締結してきた協定にあってトルコとの協定については、両締約国が書面により合意する場合に限り、濃縮又は再処理することができると規定された⁴²。

また、原子力の海外展開に関して、NPTの非締約国であるインドとの原子力協力に日本がいかに対応するのか注目された。既に日本は2008年9月の原子力供給国グループ（NSG）におけるインドの例外化を決定するコンセンサスに加わっていたが、米国をはじめとした西欧諸国がインドとの原子力協定を締結する中で、国会では日本だけが孤立していくことへの懸念が政府側から表明されていた⁴³。2016年11月に日印原子力協定は署名されたが、協定とは別に「見解及び了解に関する公文」が作成された。この公文には、懸念されていた核実験を仮にインドが実施した場合に日本からの協力が停止される旨の内容が記載された。日本政府は、インドとの協定締結はNPT非締約国であるインドを国際的な核

⁴⁰ IAEA保障措置については本稿で詳しく触れなかったが、岡松暁子「国際原子力機関の保障措置」山本武彦・庄司真理子編『軍縮・軍備管理』（志學社、2017年）127～142頁を参照されたい。

⁴¹ 第179回国会衆議院外務委員会議録第4号4頁（平23.12.2）

⁴² ただし日本政府は、協定の承認を求める国会の議論の中で、トルコ国内における濃縮と再処理を認めるつもりはないとの姿勢を明らかにしている（第185回国会衆議院外務委員会議録第4号14～15頁（平25.11.8））。

⁴³ 日印原子力協定の締結経緯やその内容については、寺林裕介「日印原子力協定の締結と日本の対応」『軍縮研究』Vol.8（2018.9）40～52頁を参照。

不拡散体制に実質的に参加させ、この取組を重層的なものにすると説明した⁴⁴。

非核兵器国の中で日本は核燃料サイクルを推進している唯一の国として、日米原子力協定（1988年発効）は再処理などに対する包括的同意を日本に与えてきたが、2018年7月に期限を迎える同協定の行方に注目が集まった。同協定は自動延長が確定したが、日米どちらか一方の6か月前の通告により協定は終了することになり、日本政府は協定がこれまでと比べてはるかに不安定な状況に置かれるとの認識を示した⁴⁵。民生用原子力協力に関する日米二国間委員会（2018年8月）においては、同協定が平和的な原子力活動の基盤の一つをなすものとして日米関係の観点からも極めて重要と位置付け、日米両国が協定の安定的な運用のために引き続き緊密に連携・協力していくことが確認された。

8. おわりに——遠ざかる「核兵器のない世界」

オバマ大統領がプラハ演説において、「核兵器のない世界」は自身が生きている間には到達できないと述べているように、その目標の達成は相当な長期間を前提としている。本稿ではプラハ演説から10年間の動向を振り返ったが、それは単にスタートラインを確認しただけに過ぎないのかもしれない。とはいえ、四賢人の一人ペリー元米国防長官は現在の状況について、「核兵器のない世界」から毎年遠ざかっているとも表現している⁴⁶。

本稿で取り上げた日本の核兵器の軍縮・不拡散に関する取組のほかにも、包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効に向けた外交、国連やG7/G8など国際場裡における働きかけ、市民社会の場における活動等、数多くの取組がある。それらを含めてもこの10年間で「核兵器のない世界」の目標から遠ざかった理由の一つとしては、核兵器禁止条約の作成を機とした核軍縮の進め方をめぐる埋め難い溝が各国の間で顕在化したことが挙げられる。

日本政府は、2017年5月、各国と信頼関係を再構築し、核軍縮の実質的な進展に資する提言を得ることを目的として、日本人委員、核兵器国、中道国及び核兵器禁止条約推進国の外国人委員からなる「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」を立ち上げた⁴⁷。賢人会議では、安全保障と軍縮の関係に関する困難な問題に対する「橋渡し」の役割が議論されている⁴⁸。核兵器の安全保障を重視する立場と非人道性を重視する立場との対立は、そのまま米国の「核の傘」の下にあって唯一の戦争被爆国である日本の立場の内側にも存在する。そのような日本が進める今後の取組は、国際社会における対立の溝が深まった今、核兵器国と非核兵器国の両者から注目されることだろう。日本の取組が対立の溝を埋める契機になることが期待される。

（てらばやし ゆうすけ）

⁴⁴ 第193回国会衆議院本会議録第19号3頁（平29.4.14）、第193回国会参議院外交防衛委員会会議録第23号10頁（平29.6.1）

⁴⁵ 第196回国会衆議院予算委員会会議録第2号39頁（平30.1.29）

⁴⁶ 『朝日新聞』（令元.8.4）

⁴⁷ 賢人会議は5回の会合が開催され、2019年9月に報告書がまとめられる予定となっている。

⁴⁸ 安全保障の議論と人道の議論の「橋渡し」について両者の対話のための論点を整理したものとして、秋山信将「核軍縮における「橋渡し」—建設的対話に向けた論点整理」日本軍縮学会編『軍縮・不拡散の諸相』（信山社、2019年）115～139頁を参照。